

# 令和5年度西之表市一般廃棄物処理実施計画

## 1 目的

本市における廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、西之表市一般廃棄物処理実施計画を定めるものである。

## 2 計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

## 3 計画処理区域

西之表市全域とする。

面積	205.65 k m <sup>2</sup>
世帯数	7,687 世帯
人口	14,092 人

## 4 対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に定義する一般廃棄物

## 5 一般廃棄物の種類及び排出見込量

### (1) ごみ関係

一般廃棄物の種類	排出見込量
可燃ごみ	3,540 t
不燃ごみ	290 t
資源ごみ	340 t
粗大ごみ	230 t

### (2) 生活排水関係

一般廃棄物の種類	排出見込量
し尿	4,320 k l
浄化槽汚泥	5,950 k l

## 6 ごみの排出抑制のための方策

### (1) 家庭系ごみ有料化の実施

可燃ごみ、不燃ごみの有料指定袋制により、ごみの減量を促進する。

### (2) 生ごみ減量化の推進

家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機器（コンポスト容器、電動生ごみ処理機等）の購入者への購入費補助を行う。

### (3) その他可燃ごみの減量化とリサイクルの推進

剪定枝・伐採木・草・竹については、旧牧之峯不燃物理立地で受け入れ、土壌改良剤等にリサイクルする。また、種子島清掃センターにリサイクル品として持ち込まれた廃食油については、種子島地区広域事務組合が民間事業所に引き渡してリサイクルする。

7-1 ごみ処理実施計画

[I] 市が行うごみ処理計画

(1) 家庭系ごみの収集運搬計画

ア 収集運搬体制

種類	事例	収集運搬形態	
可燃ごみ ※委託（ごみステーションに出す場合）では、指定袋を用いる。	生ごみ（水切りをする。）	委託、直接搬入、許可業者による収集運搬	
	紙くず（ちり紙、油紙、紙コップ類）		
	ペットボトル以外のプラスチック類（洗剤、シャンプー容器等）		
	繊維類（衣類、布くず類）		
不燃ごみ ※委託（拠点収集ステーションに出す場合）では、指定袋を用いる。スプレー缶・カセットボンベはコンテナにて分別収集。	びん類（薬剂等）	委託、直接搬入、許可業者による収集運搬	
	ガラス、陶器類（板ガラス、茶碗、皿等）		
	アルミ缶・スチール缶以外の缶類		
	ヤカン、鍋、針金等		
	小型家電（ゲーム機、扇風機、炊飯器など）		
資源ごみ	アルミ缶	アルミ缶の識別マークが付いたもの	委託、直接搬入、許可業者による収集運搬
	スチール缶	スチール缶の識別マークが付いたもの	
	ペットボトル	ペットボトルの識別マークが付いたもの	
	古紙類 ※委託（拠点収集ステーションに出す場合）では、ひもで縛る。	新聞紙、段ボール、その他の紙類	
	びん類	茶色びん、無色透明びん、その他のびん	
	白色トレイ	白色トレイ（色つきトレイは可燃ごみ）	
	発泡スチロール	色つき発泡スチロールも可	
	乾電池類	アルカリ電池・マンガン電池など	
	蛍光管類・体温計	蛍光灯、電球、体温計など	
粗大ごみ	タンスなど指定袋に入らないもの	直接搬入、許可業者による収集運搬	

○委託先

住所・氏名	業の区分	収集地域
西之表市西之表10238番地3 (有)種子島環境整備 代表取締役 松島俊和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に基づく収集運搬	第1地区
西之表市西之表14934番地3 (有)宮里清掃社 代表取締役 宮里彰悟	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に基づく収集運搬	第2地区
西之表市西町7068番地1 (有)西之表清掃社 代表取締役 錨忠宏	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に基づく収集運搬	第3地区

(第1地区) 西町・洲之崎・中西・平田・牧之峯・美浜町・湊泊・上石寺・下石寺・若宮・上西校区・国上校区・伊関校区・安納校区

(第2地区) 東町・池田・天神町・鴨女町・榕城中目・本立・川迎・池野・現和校区・安城校区・立山校区（野木を除く）

(第3地区) 野首・松島・田屋敷・納曾・小牧・中野・城・上之原町・朝日が丘・岳之田・桃園・竹鶴・今年川・小牧野・鞍勇・立山野木・中割校区・古田校区・住吉校区

○直接搬入場所等

搬入場所：種子島清掃センター

搬入日：月～土

搬入時間：8:30～12:00、13:00～17:00

○一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可業者

住所・氏名	業の区分
西之表市西之表10238番地3 (有)種子島環境整備 代表取締役 松島俊和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく収集運搬
西之表市西之表14934番地3 (有)宮里清掃社 代表取締役 宮里彰悟	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく収集運搬
西之表市西町7068番地1 (有)西之表清掃社 代表取締役 錨忠宏	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく収集運搬
沖縄県浦添市内間二丁目6番16号 (株)トウエイ 代表取締役 東江晴都	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく運搬 (ただし、運搬の区域は種子島、馬毛島間の海上とする。)

※一般廃棄物処理業（一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業）の許可については、現行の許可業者において適正処理が可能であるため、当分の間は新規許可をしないこととする。

イ 収集区域

西之表市全域とする。

(人)

	可燃ごみ	不燃ごみ	アルミ缶	スチール缶
計画処理区域内人口	14,092	14,092	14,092	14,092
計画収集人口	14,092	14,092	14,092	14,092
自家処理人口	0	0	0	0
	ペットボトル	古紙類	びん類	白色トレイ
計画処理区域内人口	14,092	14,092	14,092	14,092
計画収集人口	14,092	14,092	14,092	14,092
自家処理人口	0	0	0	0
	発泡スチロール	乾電池類	蛍光管類・体温計	粗大ごみ
計画処理区域内人口	14,092	14,092	14,092	14,092
計画収集人口	14,092	14,092	14,092	14,092
自家処理人口	0	0	0	0

ウ 収集回数及び収集方法

収集回数は下表のとおりとする（地区の実態に応じて変更することがある。）。また、収集方法は市指定のごみ袋によるごみステーション方式とコンテナ・ネット等による拠点収集ステーション方式とする。

○可燃ごみ

地区名	収集日	収集回数
西町・東町・洲之崎・池田・天神町・野首・松島・中西・榕城中目・美浜町	毎週月・木曜日	週2回
田屋敷・鴨女町・小牧・中野・納曾・城・小牧野・竹鶴・今年川・桃園・岳之田・上之原町・朝日が丘・上西校区・川迎・池野・壺泊・上石寺・下石寺・若宮	毎週火・金曜日	週2回
平田・牧之峯・本立・鞍勇・国上校区・伊関校区・安納校区・現和校区・安城校区・立山校区・中割校区・古田校区・住吉校区	毎週水・土曜日	週2回

○資源ごみ・不燃ごみ

地区名	収集日	収集回数
東町・西町・池田・天神町・野首・中西	第2・4月曜日	月2回
納曾・小牧・中野・田屋敷・上之原町・池野・溼泊・上石寺・下石寺・若宮・川迎・鞍勇	第2・4火曜日	月2回
平田・牧之峯・伊関校区・安納校区・安城校区・芦野・中割校区・古田校区・立山校区	第2・4水曜日	月2回
美浜町・洲之崎・松島・榕城中目	第2・4木曜日	月2回
鴨女町・城・小牧野・竹鶴・今年川・岳之田・朝日が丘・桃園・上西校区	第2・4金曜日	月2回
本立・国上校区・現和校区・住吉校区	第2・4土曜日	月2回

(2) 事業系ごみの収集運搬計画

ア 収集運搬体制、収集回数及び収集方法

ごみ処分場に直接搬入又は一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可業者による収集運搬とする。

○一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可業者

住所・氏名	業の区分
西之表市西之表10238番地3 (有)種子島環境整備 代表取締役 松島俊和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく収集運搬
西之表市西之表14934番地3 (有)宮里清掃社 代表取締役 宮里彰悟	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく収集運搬
西之表市西町7068番地1 (有)西之表清掃社 代表取締役 錨忠宏	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく収集運搬
沖縄県浦添市内間二丁目6番16号 (株)トウエイ 代表取締役 東江晴都	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく運搬 (ただし、運搬の区域は種子島、馬毛島間の海上とする。)

※一般廃棄物処理業（一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業）の許可については、現行の許可業者において適正処理が可能であるため、当分の間は新規許可をしないこととする。

イ 収集区域

西之表市全域とする。

(3) 計画収集量等

○収集形態別収集量

	(t/年)								
	可燃ごみ	不燃ごみ	アルミ缶	スチール缶	ペットボトル	古紙類	びん類	白色トレイ	発泡スチロール
市収集	2,600	90	30		30	130	70	2	1
直接搬入	940	200	5		5	40	15	1	1
計	3,540	290	35		35	170	85	3	2
	乾電池類	蛍光管類・体温計	粗大ごみ						
	市収集	7	—						
直接搬入	3	230							
計	10	230							

## ○自家処理量

(t/年)

可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
0	0	0	0

## (4) 処理処分計画

区分	処理処分	
可燃ごみ (3,540 t)	種子島地区広域事務組合が行う。	
不燃ごみ (290 t)	種子島地区広域事務組合が行う。	
資源ごみ (340 t)	アルミ缶	種子島地区広域事務組合が行う。
	スチール缶	種子島地区広域事務組合が行う。
	ペットボトル	種子島地区広域事務組合が行う。
	古紙類	種子島地区広域事務組合が行う。
	びん類	種子島地区広域事務組合が行う。
	白色トレイ	種子島地区広域事務組合が行う。
	発泡スチロール	種子島地区広域事務組合が行う。
	乾電池類	種子島地区広域事務組合が行う。
蛍光管類・体温計	種子島地区広域事務組合が行う。	
粗大ごみ (230 t)	種子島地区広域事務組合が行う。	

## ○ごみ処理施設

区分	処理場名	所在地	処理能力等		処理方法
可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ ・乾電池類 ・蛍光管類・体温計 粗大ごみ	種子島清掃センター	西之表市 西之表 17385-2	ごみ焼却施設	22 t/日	ストーカ方式
			リサイクル施設	7 t/日	破碎+選別+保管
			最終処分場	8,000 m <sup>3</sup> × 3区画	埋立
			浸出水処理施設	8 m <sup>3</sup> /日	—
資源ごみ ・アルミ缶	牛嶋産業(株)	西之表市 西之表 6719-2	—		圧縮
資源ごみ ・スチール缶	牛嶋産業(株)	西之表市 西之表 6719-2	—		圧縮
資源ごみ ・ペットボトル	中種子清掃センター	中種子町 野間 15192	5 t/日		圧縮+選別
資源ごみ ・古紙類	(有)種子島クリーン産業	西之表市 西之表 16950-1	52.4 t/日		圧縮梱包
資源ごみ ・びん類	西之表ストックヤード	西之表市 西之表 14969	150 m <sup>2</sup>		保管
資源ごみ ・白色トレイ ・発泡スチロール	(有)西之表清掃社	西之表市 西之表 8045-1	50 k g/時間		減容

○本市で収集運搬処理しない一般廃棄物

廃棄物の種類	指定品目等
排出禁止物（西之表市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条）	①有毒性のある物 ②危険性のある物 ③引火性のある物 ④著しく悪臭を発生する物 ⑤特別管理一般廃棄物
家電リサイクル法対象品	一般家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物
自動車リサイクル法対象車	廃棄自動車
二輪車リサイクルシステム対象車	廃棄二輪車
上記以外の物	市及び種子島地区広域事務組合が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの

[II] 許可業者が行うごみ処理計画

以下については、一般廃棄物処理業（収集運搬・処分）の許可業者により行う。

(1-1) 収集運搬計画

ア 収集運搬体制

次の区分により収集運搬を行う。

種類	区分	事例	収集運搬形態
廃家電製品	特定家庭用機器再商品化法に指定する4品目の廃家電製品	エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	許可

○一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可業者

住所・氏名	業の区分
西之表市西町6985番地 共同フェリー運輸株式会社 代表取締役 里村明紀	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく収集運搬
西之表市栄町1番地 熊毛海陸運送(株) 代表取締役社長 山本時廣	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく収集運搬

イ 収集区域

西之表市全域とする。

ウ 収集運搬方法

営業を行っている店舗へ廃家電4品目（リサイクル券の貼付されたもの及びリサイクル可能なものに限る。）の収集を行い、西之表港まで運搬を行う。運搬を行った廃家電4品目は港でコンテナに保管、その後海上輸送し、指定取引場所まで運搬を行う。

(2-1) 処分計画

ア 処分体制

次の区分により処分を行う。

種類	区分	事例	処分形態
木くず・繊維くず・がれき類	個人が解体する家屋等の廃材	木くず・繊維くず・がれき類	許可

○一般廃棄物処理業（処分）の許可業者

住所・氏名	業の区分
西之表市西之表 1 6 9 5 0 番地 1 (有)種子島クリーン産業 代表取締役 仁禮正章	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に基づく処分

イ 処分内容

木くず・繊維くず・がれき類は、破碎及び焼却処理を行う。

(2-2) 処分計画

ア 処分方法

種類	説明
木くず・繊維くず・がれき類	個人自らが上記施設に搬入した、個人で解体した家屋等の廃材（木くず等）を受入れ（有料）、破碎し焼却処理する。その際に発生した焼却灰は、産業廃棄物処分の焼却灰と合わせて、公益財団法人鹿児島県環境整備公社の管理型最終処分場に搬出し、最終処分する。

7-2 生活排水処理実施計画

(1) 収集運搬計画

ア 収集運搬体制

次の区分により一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可業者による収集運搬とする。また、現行の許可業者において適正処理が可能であるため、当分の間は新規許可をしないこととする。

区分	収集運搬形態
し尿	許可
浄化槽汚泥	許可

○一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可業者

住所・氏名	業の区分	種類
西之表市西町 7 0 6 8 番地 1 (有)西之表清掃社 代表取締役 錨忠宏	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に基づく収集運搬	し尿・浄化槽汚泥
西之表市西之表 7 5 2 4 番地 (有)新栄設備衛生管理センター 代表取締役 横濱透子	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に基づく収集運搬	浄化槽汚泥
沖縄県浦添市内間二丁目 6 番 1 6 号 (株)トウエイ 代表取締役 東江晴都	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に基づく運搬 (ただし、運搬の区域は種子島、馬毛島間の海上とする。)	し尿・浄化槽汚泥

イ 収集区域

西之表市全域とする。(人)

計画処理区域人口	14,092
非水洗化人口	765
計画収集人口	765
自家処理人口	0
水洗化人口	13,327
浄化槽人口	13,327

ウ 収集回数及び収集方法

し尿、浄化槽汚泥については、各戸から許可業者への連絡により許可業者が戸別収集を実施する。

エ 収集運搬計画量

① 収集形態別収集量 (kl/年)

		し尿	浄化槽汚泥	計
収集形態	許可	4,320	5,950	10,270

② 自家処理量 (kl/年)

し尿	浄化槽汚泥
0	0

(2) 処理処分計画

ア 処理処分体制

し尿・浄化槽汚泥は、直営で中間処理及び最終処分を実施する。

イ 中間処理方法

し尿・浄化槽汚泥は、西之表市汚泥再生処理センター「西京苑」で処理する。し渣は種子島地区広域事務組合焼却施設で焼却処理、余剰汚泥は同センター資源化設備で堆肥化する。

ウ 最終処分方法

細砂等は、種子島清掃センター（種子島地区広域事務組合）の管理型最終処分場に搬出し、堆肥は、地域住民に土壌改良剤として提供する。

エ 処理処分計画量 (kl/年)

処理処分の種類	し尿	浄化槽汚泥	合計
し尿処理施設	4,320	5,950	10,270
農地還元	0	0	0
合計	4,320	5,950	10,270

○ 中間処理施設

搬入量 (kl/年)			処理場名	所在地	水処理方式	公称能力	処理量	堆肥量
許可			西之表市 汚泥再生 処理セン ター「西京 苑」	西之表市 安納字瀬 脇 4171	標準脱窒素 処理 + 高度 処理	30 (kl/日)	30 (kl/日)	210 (kg/日)
し尿	浄化槽汚泥	計						
4,320	5,950	10,270						

8 その他関連事項

(1) 生活排水対策計画

平成9年度から西之表市小型合併処理浄化槽設置整備事業を行っている。小型合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止に努める。

(2) 自動車リサイクル法に基づく離島対策支援事業

市内における使用済自動車及び解体自動車の適正かつ円滑な処理を促進するため、使用済自動車等の海上輸送のための船舶運賃及び荷役費用について負担した関連事業者に対して補助金を交付する。

(3) 計画外の廃棄物（農水産物等）の処理については関係課と協議し、環境に配慮しつつ、法を遵守して適正に処分する。